

## 【入院時生活療養費の詳細】（令和6年3月1日時点）

### ■入院時生活療養費標準負担額

所得区分		食費 (1食につき)		居住費 (1日につき)
		令和6年 5月31日まで	令和6年 6月1日から	
住民税課 税世帯	医療区分Ⅰ (Ⅱ・Ⅲ以外の方)	460円 (420円) ※1	490円 (450円) ※1	370円
	医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の 高い方)	460円	450円	
	指定難病患者等	260円	280円	0円
低所得者Ⅱ 住民税非課税、 年金収入80万円～160万円		210円	230円	370円
低所得者Ⅰ 住民税非課税、 年金収入80万円以下		130円	140円	

※1 管理栄養士等を配置していない保健医療機関に入院している場合

### 【参考】後期高齢者医療の入院時生活療養費標準負担額

健康保険の生活療養費標準負担額と同額になります。ただし、低所得Ⅰのうち老齢福祉年金受給者については、「1食100円、居住費0円」となります。

### ■対象者

公的医療保険（※2）に加入し、療養病床に入院する65歳以上の被保険者や被扶養者

※2 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険、国民健康保険組合など

### ■利用方法

入院したときに、保健医療機関に保険証を提出します。70歳～74歳の方（後期高齢者医療制度の被保険者等になる方を除く）は「高齢受給者証」もあわせて提示してください。

なお、低所得者（住民税非課税者等）である場合は、加入している公的医療保険の窓口に、低所得者であることを証明できる書類を提出する等の手続きが必要となりますので、加入している公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

■申請時期

療養病床に入院したとき。公的医療保険の窓口への申請は必要ありません。

参考：全国健康保険協会ホームページ